三重県北牟婁郡紀北町三浦字市岡121番2 雑種地　99㎡ （買収時：三重県北牟婁郡三野瀬村大字三浦字市岡121番1　山林　7反6畝27歩）	三野瀬村 三重県北牟婁郡三野瀬村	測量・境界確定未了
三重県北牟婁郡紀北町三浦字中田557番1 原野　178㎡	西村由太郎 三重県北牟婁郡三野瀬村大字三浦	現況：三重県所管河川 測量・境界確定未了
三重県北牟婁郡紀北町三浦字鹿焼702番2 山林　99㎡ （買収時：三重県北牟婁郡三野瀬村大字三浦字鹿焼702番　山林　3畝9歩）	中村　四郎 三重県北牟婁郡三野瀬村大字三浦261番地	測量・境界確定未了
三重県北牟婁郡紀北町道瀬字市ノ川16番2 山林　873㎡ （買収時：三重県北牟婁郡三野瀬村大字道瀬浦字市ノ川16番　山林　2反8畝22歩）	藪谷善太郎 三重県北牟婁郡三野瀬村大字道瀬浦144番地	現況：紀北町所管河川 測量・境界確定未了

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を中国四国農政局長に提出されたい。

平成30年2月28日

農林水産大臣　齋藤　健

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
島根県邑智郡邑南町八色石783番1 山林　6,332㎡	藤田九一郎 島根県邑智郡布施村大字八色石535番地	
島根県邑智郡邑南町八色石783番2 山林　735㎡		
山口県大島郡周防大島町大字久賀字石風呂1052番1 畑　494㎡	氏名不詳 住所不詳	
山口県大島郡周防大島町大字久賀字石風呂1053番1 畑　34㎡	氏名不詳 住所不詳	
山口県大島郡周防大島町大字久賀字石風呂1054番 畑　127㎡	氏名不詳 住所不詳	
山口県大島郡周防大島町大字久賀字石風呂1055番1 畑　66㎡	氏名不詳 住所不詳	
山口県大島郡周防大島町大字久賀字ぐいめの木原上12032番1 山林　556㎡	氏名不詳 住所不詳	
徳島県徳島市南昭和町一丁目45番1 畑　182㎡	氏名不詳 住所不詳	転用目的で貸付中
徳島県徳島市かちどき橋六丁目10番4 畑　51㎡	氏名不詳 住所不詳	転用目的で貸付中
徳島県阿南市津乃峰町東分328番3 畑　6.61㎡	益田壽美子 北海道十勝國本別郡中川町大字勇足	耕作目的で貸付中
徳島県阿南市畭町亀崎13番1 畑　326㎡	大津　佳**邦** 徳島県那賀郡富岡町大字黒付地字戎生20番地	転用目的で貸付中
徳島県吉野川市鴨島町山路字廣谷2189番9 畑　514㎡	槙納　澄 徳島県麻植郡森山村大字中島25番地	
徳島県美馬市穴吹町穴吹字盤若34番 畑　41㎡	鎌田　文雄 徳島県美馬郡穴吹町246番地	
徳島県三好市井川町才長谷57番 田　708㎡	曽我部サキヱ 徳島県三好郡辻町大字辻	
徳島県三好市井川町西井川2003番1 畑　98㎡	氏名不詳 住所不詳	
徳島県三好市山城町引地字カラタニ105番 畑　185㎡	井上　伊藏 大阪市旭区新森小路北一丁目18番地	
徳島県三好市山城町下川字横山1340番 畑　102㎡	氏名不詳 住所不詳	
徳島県三好市池田町ヤサン4208番138の2 畑　208㎡	頭師恒三郎 福岡県福岡市**祇**園町	
徳島県三好市池田町ヤマダ518番30 畑　147㎡	髙井　義好 徳島県三好郡池田町字マチ2289番地の1	
徳島県三好市池田町ヤマダ518番31 畑　94㎡		
徳島県三好市池田町白地本名1125番5 畑　102㎡	稲垣　重子 徳島県三好郡佐馬地村白地	
徳島県板野郡板野町大寺字大向北155番1 畑　1,232㎡	氏名不詳 住所不詳	

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を九州農政局長に提出されたい。

平成30年2月28日

農林水産大臣　齋藤　健

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
長崎県西彼杵郡長与町平木場郷字櫻平1740番21 山林　596㎡ （買収時：長崎県西彼杵郡長与村平木場郷字櫻平1740番イ10　原野　4畝10歩）	長与村 長崎県西彼杵郡長与村大字嬉里郷636番地	
長崎県佐世保市早苗町111番2 田　3.30㎡	氏名不詳 住所不詳	現況：佐世保市所管道路
鹿児島県阿久根市脇本字津吹平9086番3 原野　182㎡	氏名不詳 住所不詳	
鹿児島県曽於市大隅町岩川字八貫段1079番8 山林　33㎡	氏名不詳 住所不詳	
鹿児島県熊毛郡屋久島町安房字猫松ノ下825番7 原野　183㎡	氏名不詳 住所不詳	
鹿児島県熊毛郡屋久島町安房字猫松ノ下825番98 原野　95㎡	氏名不詳 住所不詳	
鹿児島県熊毛郡屋久島町口永良部島字鉢ヶ鼻1769番1 原野 248,329㎡	氏名不詳 住所不詳	
鹿児島県熊毛郡屋久島町口永良部島字鉢ヶ鼻1769番2 山林 176,442㎡	氏名不詳 住所不詳	